

(施行期日)

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和五年二月二七日内閣府・法務省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二十条第一項、第三十条第一項及び第三十三条第一項

別表第二 削除

別表第三（第八条関係）

担保付社債第二十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三十三条第二項（第一号に係る部分に限る。）

別表第四（第十条関係）

担保付社債信託法第二十条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十九条